



寄付の受理に 関する方針

国際ロータリーのロータリー財団

目次

財団の使命および寄付受理方針の目的	2
米国外からの寄付に対する受理方針	2
弁護士の起用	3
寄付者による税理士または弁護士の起用	3
ロータリー財団による弁護士の起用	3
寄付の定義	3
寄付の指定	3
受理可能な寄付の種類	4
直接寄付	4
現金およびその相当物	4
有価証券	4
不動産寄付	6
生涯保有の土地建物の不動産寄付あるいは その他の制約／制限	7
見切り売却（抵当物件を含む）	7
有形個人資産（売却を目的に受理）	7
現物寄付（財団の使用のために保有）	8
その他の非従来的な資産寄付	8
終身所得契約（利子分離型寄付）	9
贈与年金	9
公益先行信託	10
残余公益信託	10
共同出資収益基金	10
遺産寄付（遺言による寄付）	10
相続財産寄付（遺贈）	10
財団を受益者に指定	11
生命保険証券	11
大口寄付の誓約	12
ロータリー財団用途推奨冠名基金	12
寄付の受理確認	12
寄付同意書	12
寄付受理検討委員会	13
方針の改正および見直し	13
方針の施行日	13

財団の使命および寄付受理方針の目的

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。財団本部の所在地は、米国イリノイ州エバンストンのシャーマン・アベニュー1560番地 (1560 Sherman Ave., Evanston, IL 60201 USA) です。米国国税局の識別番号は36-3245072です。

財団の寄付受理方針（以下「方針」）の目的は、寄付の申し出の受理または不受理について規定を設け、寄付者とその法律顧問のための指針を提供することです。すべての寄付は、この方針および財団が定めている他の方針または手続に従って受理が考慮されます。

本方針の適用範囲は、寄付の申し出の受理あるいは不受理に限られており、財団が所有する資産の譲渡あるいは寄付者認証の授与を取り扱うことは目的ではありません。

米国外からの寄付に対する受理方針

ロータリー財団は、国際的な組織です。従って、程度の差はありますが、世界規模で寄付者から現金や資産の寄付を受けたり、受理を考慮したりできます。

寄付者の居住国を問わず、またロータリー財団への直接の寄付か協力財団を通じた寄付であるかどうかを問わず、いかなる寄付の受理も、管理委員会により定められた方針と手続きに準拠しなければならず、それには、定期的に修正が加えられるこの寄付受理方針が含まれます（ただし、本方針に限られるものではありません）。ロータリー財団の協力財団へのいかなる寄付の受理も、地元の法律をすべて順守し、ロータリー財団への資産の譲渡は米国の法律あるいは地元の法律に違反するものであってはなりません。

ロータリー財団の協力財団には、以下の財団が含まれます。

The Rotary Foundation (カナダ)
Rotary Deutschland Gemeindienst e.V.
Deutsche Rotarische Stiftung
The Rotary Foundation (インド)
Rotary Foundation of the United Kingdom
The Australian Rotary Foundation Trust
Associação Brasileira da The Rotary Foundation
公益財団法人ロータリー日本財団

国際ロータリーの国際事務局は、以下の地域／国にあります。

ブラジル
ヨーロッパ・アフリカ
日本
韓国
南アジア
南アメリカ（南部）
南太平洋およびフィリピン

本方針の金額表示はすべて米ドルであり、また国税局に関するすべての言及事項は、米国国税局に関するものです。また、日本でご寄付いただく際には該当しない項目もあります。寄付を行う前に、国際ロータリー日本事務局財団室にご確認ください。

弁護士の起用

寄付者と財団が税理士または弁護士を起用することは、双方にとって重要なことです。財団は、寄付の受取先であると同時に、寄付者のアドバイザーとなることはできません。従って、寄付者は、財団に寄付を行う前に、独立した税理士あるいは弁護士の助言を受けることが推奨されています。

寄付者による税理士または弁護士の起用

寄付にあたって、適切な独立税理士または弁護士と相談することは、寄付者の責任となります。一部金利の寄付や、贈与年金、残余公益信託、公益先行信託などの寄付については、同意書に署名する前に、寄付者側の税理士や弁護士が文書の内容を読み、承認する機会が与えられます。

ロータリー財団による弁護士の起用

現金による寄付あるいは公開取引証券による寄付を除く、配当分割型寄付および資産の直接寄付は、事前に国際ロータリー法務部が審査するものとされています。状況に応じて、法務部は、申し出のあった寄付の評価において助言できる外部の弁護士を起用します。

寄付の定義

寄付は、財団に対する個人あるいは団体からの任意の資産譲渡と定義されます。寄付は通常、現金、有価証券、不動産、あるいは個人資産（ただし、これらに限らない）の形をとります。財団は、寄付を受理できる場合と、受理できない場合があります。通常、以下の基準に基づいて寄付と認められます。

- 寄付は、慈善的な意図が動機である。
- 寄付は、取り消しできない資産の譲渡である。
- 寄付は、通常、本方針に規定されている配当分割型寄付を除き、財団と寄付者の間の対価交換やその他の契約上の責務を前提とするものではない。ただし、寄付の趣旨を明示し、特定の目的のために用途を限定することはできる。
- 寄付者には、正式な財務報告は提供されない。寄付の用途あるいは影響を記載した一般報告書を寄付者に提供するのが適当であり、特に財団の基金である恒久基金への冠名寄付の場合には、そうするのが望ましい。
- 通常、個人、非公開企業、家族財団から受ける資金は、寄付として分類される。法人、企業財団、主要な財団から受ける資金は、その補助金が特定活動への使用やその他の考慮事項を義務付けていない場合、通常の寄付として分類される。
- 寄付は、財団が受理するまで完了とみなされない。ロータリー財団は、いかなる寄付も受理しない権利を有する。

寄付の指定

寄付者からの指示なく受理された10,000ドル以上の寄付は、恒久基金に収められ、毎年その収益の一部が国際財団活動資金 (WF) に充てられます。

受理可能な寄付の種類

直接寄付

直接寄付は、その譲渡価値に対する利益を受けることを期待せずに、寄付者が任意かつ意図的に金銭あるいは資産を財団へ譲渡するものです。寄付者は、寄付の用途について制約を設けることはできますが、慈善団体へ譲渡された金銭あるいは財産に対する管理権を保有することはできません。直接寄付の例には、現金またはその相当物、有価証券、有形個人資産、一部の不動産の寄付などがあります。

現金およびその相当物

現金および小切手: 現金と小切手は、その金額に関係なく受理されます。現金あるいは小切手による寄付の価値は、その額面価値です。小切手の受取名義人は、ロータリー財団 (The Rotary Foundation) または協力財団となります。寄付を行う前に、国際ロータリー日本事務局財団室にご相談ください。

電子送金: ご寄付は、電子送金でロータリー財団または協力財団に送ることができます。電子送金で寄付を行うにあたっては、金融機関の担当者と相談し、また、寄付の受領確認と認証が適切かつ適時に行われるよう、財団にも通知してください。電子送金の方法については、国際ロータリー日本事務局財団室にお問い合わせください。

自動定期寄付: ロータリー財団の自動定期寄付プログラムでは、寄付の金額、「毎月」「四半期ごと」「毎年」のいずれかの寄付頻度、支払方法をご指定いただけます。自動定期寄付のご利用登録は、財団の保護されたオンライン寄付システムを通じて行われます。自動定期寄付の明細書が寄付者に毎年送られます。

クレジットカードによる寄付: クレジットカードを使用して財団にご寄付いただけます。手続きは、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org) または英語の「The Rotary Foundation's Contribution Form」(123) を使用して安全に行うことができます。ロータリーのウェブサイトにある「会員アクセス」からクレジットカードを使用して寄付を行う場合は、寄付の最低額に決まりはありません。それ以外の方法でクレジットカードでの寄付を行う場合は、10ドルの最低額が設定されています。詳細は、国際ロータリー日本事務局財団室にご相談ください。

有価証券

米国およびカナダの公認株式市場で取引される有価証券は、以下に記述された方針に従い、ロータリー財団への寄付として受理されます。ほかの株式市場で取引される有価証券やその他の市場取引が可能な証券類 (債権、投資信託、非公開株を含む) は、財団にとって最善の利益となる場合に、評価が行われた上で、受理されます。財団に寄付された有価証券は、通常、即座に清算されます。

公開取引証券: 寄付された有価証券の価値は、寄付者により有価証券が財団の証券取引口座を通じて受理された日における株あるいは債券の高低の価格の平均値となります。人気銘柄以外の有価証券、稀に売買される有価証券、または寄付日に売却されない有価証券の価値は、米国国税局出版物561¹に記載された国税局の規則に従って決定されるべきものです。

有価証券の売買、株数、予定されている寄付日、予定されている寄付指定先 (例えば、年次基金、恒久基金、ポリオ・プラスなど) は、事前に財団に通知する必要があります。財団は、有価証券と寄付者情報を受理した後、できるだけ早くそれを精算します。寄付者が特定できない場合、財団は、90日間が過ぎた後に有価証券を清算します。その際、10,000ドル以下の有価証券は年次基金 (WFに指定) に、10,000ドルを超える証券は恒久基金 (WFに指定) に充てられます。

電子的な口座移管による有価証券の寄付(米国、カナダのみ):

米国とカナダでは、財団の証券口座に有価証券を直接移管することができます。移管の方法に関する情報は、財団の担当職員にお問い合わせいただくか、ウェブサイト (www.rotary.org) をご参照ください。

¹ www.irs.gov/pub/irs-pdf/p561.pdf

郵送による有価証券の寄付(米国のみ):

寄付者が紙面での株券を保有している場合、郵送で無署名の証券を書留郵便で送る必要があります。記名入りの株券または債権は、別途、証明機関から郵送する必要があります。株券や債権にある署名は、証書に記された名前と正確に一致しなければなりません。詳しい情報は、財団の担当職員にお問い合わせいただくか、ウェブサイト (www.rotary.org) をご参照ください。

手渡しによる有価証券の寄付(米国のみ):

財団の寄付管理担当部 (住所は以下参照) に、手渡しで株券を届けることもできます。

The Rotary Foundation
Gift Administration Department (FN120)
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201, USA

寄付者は、米国銀行の信託部署に証券を届け、この銀行から即座に財団に寄付の報告をしてもらうことができます。署名入りの株または債権は、財団あるいは信託業者に提出すべきです。

投資信託シェア: 投資信託シェアは、ロータリー財団で受理することができます。多くの場合、有価証券の寄付を受ける財団の証券取引口座は、投資信託シェアを受理、清算できます。ただし、それが不可能である場合、財団は、投資信託シェアの寄付を受理するために、ほかの機関で口座を開かなければならない場合もあります。この手続きは財団の管理枠を超えており、取引が完了するのに数週間がかかる場合があります。このため、寄付者には、このような取引を完了するために十分な日数 (最低2~3週間) を見込むことが勧められています。運営費用が、寄付の公正市場価値を上回る場合、財団は、投資信託シェアの寄付を受理しない権利があります。

投資信託シェアの寄付手続きを開始するために、寄贈される投資信託シェア、持分を保有する運用団体の名称 (仲買業者、金融機関、投資信託会社など)、持株数、予定されている寄付日、予定されている寄付の用途 (例えば、年次基金、恒久基金、ポリオ・プラス基金など) について、財団が通知を受ける必要があります。シェアが投資信託会社により保有されている場合、寄付者とロータリー財団は、持分の所有権譲渡のために同社が義務付けている必要な措置に従わなければならないかもしれません。どの場合にも、シェアは、実際に財団の口座へ移管され次第、直ちに清算されます。

投資信託シェアの公正市場価値は、財団の口座へシェアが移された日の公開買戻し価格により決定されます。このような価格がすぐにはわからない場合、国税局出版物561²に準拠し、非公開取引有価証券とみなされた上でその価値が決定されるものとします。

非公開有価証券: 非公開有価証券は、寄付受理検討委員会の事前審査と承認の後のみ受理が可能となります。

閉鎖的有価証券の価値付けは、取引の頻度が少ないため非常に困難であり、公正市場価格の設定が難しくなっています。従って、閉鎖的有価証券の寄付の場合、財団が考慮するのは10,000ドル以上の寄付のみとなります。

閉鎖的有価証券の寄付の受理が考慮される前に、以下の書類を財団に提出する必要があります。

- 国税局の規約および国税局出版物561に規定されている、資格のある第三者による査定書
- 持分所有者の売買同意書の写し
- 細則に含まれているか、または株券に明記されている譲渡制約事項の写し

寄付者は法律顧問と相談するとともに、税制上の優遇を目的として寄付の価値を定めるための査定内容など、詳細にわたる実施要領が記述されている国税局出版物561を確認する必要があります。

制限付き有価証券: 制限付き有価証券 (非登録有価証券、投資推奨株、支配株、私募株としても知られる) は、所有権の譲渡および市場価値の決定が困難なため、寄付としてはあまり寄せられません。これらの証券は、事前に財団の承認があった場合にのみ受理されます。

² www.irs.gov/pub/irs-pdf/p561.pdf

財団は、10,000ドル以上の制限付き有価証券の寄付のみ、受理を考慮します。このような寄付の受理が考慮される前に、以下の書類を寄付受理検討委員会に提出する必要があります。

- 国税局の規約および出版物561に規定されている、資格のある第三者による査定書
- 持分所有者の売買同意書の写し
- 譲渡の制約事項の写し

寄付者は法律顧問と相談するとともに、税制上の優遇を目的として寄付の価値を定めるための査定内容など、詳細にわたる実施要領が記述されている国税局出版物561を確認する必要があります。

不動産寄付

不動産寄付には、造成地および非造成地、一戸建て住宅、分譲マンション、共同住宅建物、賃貸物件、商業物件、農場、および生涯保有を条件とする土地建物の寄付が含まれます。

寄付受理検討委員会の審査と承認を前提に、財団は、未開発の場合は25,000ドル、開発されている場合は100,000ドルの最低査定価値を持つ不動産物件の所有権の直接寄付を受理することができます。本方針に準拠し、財団は、受理后（生涯保有を条件とする土地建物を除く）、直ちにこれらの寄付を清算することになります。

寄付受理検討委員会は、可能性のあるすべての不動産寄付の審査のため、必要に応じて会合を持ちます。不動産寄付が受理可能とみなされるには、以下の基準を満たす必要があります。

- 財団が不動産を受理する際に発生する法的費用、管理運営費、その他の費用を考慮に入れ、寄付から最終的にかなりの利益が得られるだけの十分な価値があること。
- 査定価値あるいはそれに近い価値ですぐに市場に出せること。
- 現在の市況に基づいて清算が可能であること。
- かなりの追加費用やリスク、法的責任を財団に生じさせたり、財団がその目的を推進するために最善であると判断する方法で資産を活用できる法的能力を制約することになったり、売却前に寄付を財団が維持するのに無用な負担をかけることになる立場に財団を追い込むような担保、借入金、抵当、あるいはその他の特別な条件がないこと。

不動産寄付の受理が考慮されるには、適切な書類を財団に提出する必要があります。財団は以下の情報資料を必要とします。

- ローターリー財団により許容可能と見なされた権原保険会社により発行された、受理不可能な付帯債務の一切ない、寄付者名義で市場性のある所有権を示している権原保険の付託書
- 条件つき査定書（下記の補足事項を参照）
- 所有によりロータリー財団が環境賠償責任に晒されるものでないことを示す公認技師による初回環境査定内容書
- 資産物件の市場売却可能性調査書
- 測量士による所有地のALTA (American Land Title Association=米国土地権利認定協会)調査書、また、米国外において相当する資料
- アメリカ合衆国障害者法に順守していることの証拠書類（該当する場合）
- 構造技師の報告書（該当する場合）
- 貸借人（居住者）の保険の証明を含む（ただしそれに限定されない）賃貸契約書および関連文書の検討書
- 鉱石、石油あるいはガスの権利を含む住宅区域不動産の開示書（該当する場合）
- 記入済みの「ロータリー財団不動産取得書式」(TRF Real Estate Acquisition Form、財団の資金推進担当部より入手可能)

上記に概説されている財団の義務要件を満たす費用を含め、所有地の譲渡にかかるすべての費用を支払うのは寄付者の責任となります。

適用される国税局の規制に基づき、寄付者は、資産物件について行われる初回の査定費用を支払わなければなりません。査定は、送金前の60日以内に行われなければならない、また初めて税控除を要請する申告に先立つものでなければなりません。

寄付者は、国税局書式8283³に記入する必要があります。財団が、寄付を受理してから2年以内に寄付された不動産を売却した場合、その売却が書式8282の提出により国税局へ報告されることになります。そのような場合、寄付者には書式8282が提供されます。不動産寄付を考慮するにあたっては、こうした寄付および課税控除に適用される関連法規に関して、専門アドバイザーと相談することが推奨されています。

国税局による定義の通り、公認の査定を受けることは寄付者の義務となります。寄付者によって、または寄付者に代わって提出された査定が「公認の査定」であるかどうかについて、財団が表明することはありません。不動産や有形個人資産、あるいはその類似物による寄付が、査定の提出に基づき財団によって受理された場合、それは財団による査定内容の承認、あるいは、査定が公認の査定であることの承認を意味するものではありません。

生涯保有の土地建物の不動産寄付あるいはその他の制約／制限

生涯保有の土地建物の不動産寄付は、個人の住宅や農場の所有権を完全に財団に譲渡することで、これは寄付者あるいはほかの個人が、数年の期間、あるいは寄付者もしくは他の個人の生涯にわたり、その財産の使用の権利を保有するものです。

このような寄付は、本方針（「不動産寄付」を参照）に規定されている通り、不動産の直接寄付の受理に関する一般条件と指針に準拠します。生涯の利子収入を生み出す同意書は、寄付者もしくは生涯居住者が、別段に、すべての費用の支払いのために他の特別規定を設ける場合を除き、住宅ローン、税金、保険（財団を損害の受取人とする家屋保険、財団を被保険者に加えた一般損害保険および財団が定める一般損害保険）、光熱費、維持費／修繕費、一般管理、および資産物件に関連したその他の全費用の支払いに責任を持つことを明記しなければなりません。該当項目の支払い証明書および保険証書は、財団から提示を求められることがあります。寄付者は、この物件に適用される環境法や条例に違反したり、違反を許容してはならないものとします。

見切り売却（抵当物件を含む）

見切り売却は、最近の公認査定により算定された現在の公正市場価値より少ない金額で財団へ資産物件が売却されるものです。売却価格を超える余剰価値は、財団に対する寄付を意味します。通常、資産の購入価格は、査定価値の60%を超えるべきではありません。見切り売却の価格は、一括または分割で支払うことができます。資産の種類に関する上記の制限事項も適用されます。

財団は、寄付受理検討委員会の査定および承認をもって、売買契約を通じて不動産、有価証券、あるいは資産物件を購入することができます。

有形個人資産（売却を目的に受理）

有形個人資産とは、（会社の所有権といった無形資産とは反対の）個人が触れることができ、取り扱いでき、移動できる資産のことです。最も一般的な種類の有形個人資産には、絵画、硬貨、収集切手、装身具、家具、あるいは寄付者が所有する類似した希少資産品目あるいは収集物が含まれます。

財団は、寄付受理検討委員会の査定および承認をもって、申し出のある有形個人資産の寄付を受理することができます。ただし、自動車、飛行機、オートバイの寄付は、財団により受理されません。

財団は、有形個人資産の寄付を、受理後に清算することを試みます。

通常、有形個人資産の寄付は、1) 財団の最低限の寄付価値要件を満たしている、2) そのままで市場性がある、3) 抵当が一切ない場合に受理されます。有形個人資産の寄付は、保有、維持、売却にかかる費用および管理費を賄うだけの十分な価値のあるものでなければなりません。寄付受理検討委員会は、その他のすべての指針が守られている場合、10,000ドル以上の宝石類の寄付、および25,000ドル以上の価値のある美術品および蒐集品の寄付を考慮します。

³ www.irs.gov/instructions/i8283/ch02.html

有形個人資産の申し出寄付の受理基準は、以下の通りです。

- 寄付者が資産による寄付金で意図している寄付の種類。ほとんどの個人資産は、贈与年金または共同出資収益基金、残余公益信託、公益先行信託に寄付を充当するのに適切ではありません。
- 資産がそのまま市場性を持っているか、また資産の売却に伴いどれほどの追加費用がかかるか。
- 寄付者が、資産の用途、表示、売却に制限を設けることを要請しているかどうか。
- 寄付者が、受理後直ちにこれらの寄付物品を売却するという財団の方針を認識しているかどうか。
- 寄付者が、寄付を財団に譲渡するにあたって、梱包、発送、安全輸送、保険、およびその他の関連費用を支払う意思があるかどうか、またその資金を負担する能力があるかどうか。財団は、寄付品目が財団まで安全に配達され、所有権の譲渡が完了するまで、寄付者の負担で保険を適用することを求めています。

財団へ有形個人資産の寄付を考えている寄付者は、寄付申し出書を提出しなければなりません。寄付申し出書は、寄付内容の説明、所有証書、寄付者の原価基準、取得期日、寄付申し出日から60日以内に行われた信頼性のある査定内容書を含めなければなりません。

寄付者は、国税局書式8283に記入しなければなりません。財団が有形個人財産の寄付を受け取ってから2年以内に売却する場合、書式8282の提出を通じてその売却を国税局に報告することになります。その場合、書式8282のコピーが寄付者に提供されます。有形個人資産の寄付を考慮する際に、寄付者は、このような寄付および課税控除に適用される関連法に関して、専門アドバイザーと相談することが推奨されています。

現物寄付（財団の使用のために保有）

家具、設備類、医療品、コンピューターのハードウェアとソフトウェア、ロータリー関係の記念品は、財団が受理を考慮できる現物寄付の例です。寄付受理検討委員会は、このような寄付についてそれぞれの場合に応じて受理を考慮することになります。

寄付の性質にもよって、関連維持費、保管費、郵送料、保険料がかかることもあります。通常、寄付受理検討委員会は、財団が現物寄付を受理するかどうかを判断するために、下の基準を使用することになります。

- その資産がロータリー財団の使命を推進し、伝統を助長するかどうか。
- 寄付者が、資産の用途、表示、売却に制限を設けることを要請しているかどうか。
- 寄付者が、ロータリー財団へ寄付品目を譲渡するにあたって、梱包、発送、輸送途中の安全、保険、およびその他の関連費用を負担する意思と能力があるかどうか。財団は、寄付品目が財団まで安全に配達され、所有権の譲渡が完了するまで、寄付者の負担で保険を適用することを求めています。

財団への現物寄付を考えている寄付者は、寄付を申し出するための書式を提出しなければなりません。同書式は、寄付の内容の説明、所有証書、寄付者の基準価格、取得期日、寄付申し出日から60日以内に行われた信頼性のある査定内容書を含めなければなりません。その他に、寄付者は寄付物品の内容について明確に記載し（所有品目の詳細な記述）、財団へ所有権を譲渡する明確な意思を示した書類を提出しなければなりません。

このような寄付を考慮するにあたって、寄付者は、その寄付品目の使用に関連して適用される法規について税理士／財務専門家に相談することが推奨されます。寄付される品目が財団の使命を助長するのに活用できるか否かを判断できない場合、寄付者の税控除額はその資産の価格基準および公正な市場価値よりも低くなります。

その他の非従来の資産寄付

非従来の資産の寄付は、査定が複雑であり、寄付者および財団の両者に対して追加のリスクと費用がかかる可能性があります。本方針は、財団プログラムにとっての利益が最大となるよう、財団が慎重な判断を確実に行うために作成されています。

知的財産:財団は、寄付受理検討委員会が承認した場合にのみ、特許権使用料、著作権、特許料、契約権、および類似した無形所有権などの知的財産の寄付の受理を考慮します。寄付受理検討委員会は、知的財産の査定価値、これらの寄付の受理に関連する管理費、および寄付者が知的財産の譲渡に全面的に同意しているかどうかを審査します。

知的財産の寄付の受理基準には以下が含まれます。

- 知的財産が財団の使命を助長するかどうか。
- 知的財産の所有権が明らかに財団に委譲または譲渡できるものかどうか。
- 知的財産権の全部あるいは一部の利益か。
- 寄付受理検討委員会がこれらの寄付の受理を考慮するための最低額とする5,000ドル以上の価値があるかどうか。
- 知的財産権の受理に関連した費用があるかどうか。
- 寄付者が、財産の用途、表示、売却に何らかの制限を設けることを要請しているかどうか。

石油、ガスおよび鉱山の採掘権:財団の世界本部は、鉱石などの採掘が活発な州に所在していないため、これらの採掘権は売却が困難であり、収益の確保が予測できません。従って、財団は、寄付受理検討委員会による承認があった場合にのみ石油およびガスの採掘権を受理することになります。

石油、ガスおよび鉱石採掘権の寄付の受理基準には、以下が含まれます。

- 地上権の寄付は、25,000ドル以上の価値がなければなりません。
- 石油、ガスおよび鉱石の採掘権の寄付は、(寄付に先立つ3年間の平均により決定される) 鉱区使用料あるいは他の所得として1年に少なくとも3,000ドルの収入を生み出すものでなければなりません。
- 財産は、寄付の受理が不適切となるような拡張債務またはその他の約因を持つものであってはなりません。財団は、さらなる検討のために外部の専門アドバイザーに相談する場合があります。
- 寄付者は、現在または将来において財団の環境賠償責任が問われることがないよう、環境調査を提供すべきです。

時分割方式(共同所有)の物件:価値と市場が限定され、時分割方式物件に特有の費用が生じることから、ロータリー財団は、予測公正市場価値が100,000ドル以上でない限り、この種の寄付の受理を考慮することはありません。財団は、寄付受理検討委員会が承認した場合にのみ、時分割方式物件の寄付を受理します。財団へ時分割方式物件の寄付を意図する寄付者は、書面によりその寄付の申し出を行う必要があります。寄付申し出書には、寄付内容の説明、所有証書、寄付申し出日から60日以内に行われた信頼性のある査定内容書を含めなければなりません。

終身所得契約(利子分離型寄付)

贈与年金

贈与年金は、寄付者と財団(寄付者が取消し不可能な現金あるいは財産の寄付することに同意した団体)との間の同意によるもので、財団がその見返りに、寄付者あるいは受益者(受給者)に対して定額の支払い(年金)を提供することに同意するものです。年金の支払いは、受給者の生涯を通じその金額と頻度が変わることはありません。財団の使用可能な資産がその支払いを援助します。

財団は通常、米国寄付年金評議会(American Council on Gift Annuities)の推奨する年金率を使用します。受給者の数、年齢、受給開始日によって年金率が決定されます。一般的に、寄付者が年金の受給開始日を延期すればするほど、年金率は増加します。

各年金に対し受給者は最高2人までとされ、寄付の時点で年齢が50歳に達していなければなりません。贈与年金を設定するために必要な最低額は、10,000ドルです。税制上の理由による領収書は、財団プログラムの利益となり寄付の額面価格を下回らない想定額を決定する、国税局の算出に基づいています。

公益先行信託

公益先行信託とは、主要な寄付額より生じる収益あるいは「先行」収益が財団に支払われ、「残余」収益が1名またはそれ以上の個人に支給される取消し不可能な信託です。財団へ支払われる金額は、定額（「年金信託」収益）か、あるいは毎年の価値による信託資産の比率（「残余公益信託」収益）かのいずれかとなります。支払い期間終了時に、信託資産は、後継者または譲受人にとっての税制優遇とともに、寄付者あるいは寄付者により指定された人に戻されます。

財団が公益先行信託の受託人となり、最初の寄付額は少なくとも100,000ドルとなります。信託期間は寄付者の裁量に基づき、受託人である財団の承認が条件となります。

残余公益信託

残余公益信託は、寄付者あるいは寄付者により指名された個人に数年の期間あるいは生涯にわたり特定の配分額を提供する取消し不可能な信託です。終結にあたっては、残っている信託財産は、すべて財団へ移管されます。

残余公益信託には、不動産で積み立てられた残余公益信託のために、通常財団によって使用される信託が含まれ、柔軟性に優れています。

財団は、残余公益信託の受託人を務め、唯一の受益者として指名されます。また、最初の寄付額は少なくとも100,000ドルとされます。利子所得が生涯にわたる場合、受益者は年齢が50歳に達していなければならず、受益者は最高2人までとされます。税制上の理由による慈善寄付の価値は、寄付の額面価格を下回らない、財団の想定受額額を決定する、国税局の算出に基づいています。

残余公益年金信託は: 収入受益者へ毎年、固定額を支払い、信託のために初めに寄せられた資産の公正市場価値の少なくとも5%でなければなりません。創設後は、年金信託に対して追加寄付は一切できません。

残余公益信託は: 収入受益者に、毎年の価値により、信託財産の公正市場価値の固定比率（少なくとも5%）を支払います。資産の価値が毎年変動しますので、残余公益信託の支払いも、毎年、金額が異なることとなります。信託の同意契約で認められている場合、設定された後でも、その信託に補足的な現金寄付を行うことができます。

共同出資収益基金

ロータリー財団の共同出資収益基金（以下「基金」）に関する条項の下で、寄付者は、現金あるいは市場で売買できる有価証券の寄付を基金に対し行うことができます。代わって、基金の中の単位が、寄付者、または生涯にわたりすべての収入を受けることになる指名された受益者に指定されます。寄付者は、1人ないし2人の収益の受益者を指名することができます。収益の受益者は、少なくとも50歳でなければなりません。

基金へ寄付された全資産は、積み立てられ、あるいは投資目的のためにまとめられます。基金の受益者へ支払われる四半期毎の収入の金額は、寄付の公正市場価値と基金が生み出す変動収益率に基づきます。

基金に参加するための初回最低寄付額は、5,000ドルです。以後の追加寄付は、1,000ドル以上の単位で行うことができます。

遺産寄付（遺言による寄付）

遺産寄付は通常、寄付者の生存中に設定され、死亡時に財産が移譲されます。実用的に、資産移譲の承認が必要とされる遺産寄付は、寄付の最終決定が行われる前に、財団による審査と承認を受ける必要があります。寄付者は、寄付の指定方法について財団に相談し、考慮している制限事項について協議するよう助言されています。

相続財産寄付（遺贈）

財団への相続財産寄付は、寄付者の遺言、寄付者の死亡により有効となる取消し可能な信託、または類似した資産計画文書により行われる寄付です。財団の利益となる一般的な寄付として、特定金額の寄付や、遺産の残余分の寄付が含まれます。

原資産が本方針のVI.節A項「直接寄付」に記された指針と一致している場合、直接的かつ抵当のない寄付は、財団により受理されます。

寄付者は、遺贈を考慮している場合、本方針の基準に適合していることを確かめるため、財団に通知することが奨励されます。

財団を受益者に指定

財団は、受益者として指定されることによって制約や信託の取り決めを課される場合を除き（この場合には財団による事前審査と承認が必要とされる）、指定された受益者（あるいは代替受益者）として受け取る生命保険証券、据置き慈善年金契約、個人退職年金、給付建て年金、確定拠出年金（401K）、掛け金建て年金（利潤分配）、その他の認められた年金の収益を受領します。

財団は、最低額を設定せずに保険証券の受益権を受領しますが、管理運営上の負担となることが判明した場合には、このような権利の下に資金を受領することを辞退する権利を保有しています。

生命保険証券

財団は、下記の基準に適用している生命保険証券の所有権を受領します。

寄付日の時点で、寄付される保険料が全額支払われている場合。

- 保険証券は最低1,000ドルの額面価値を持つものでなければならない。
- 被保険者の平均余命が、保険数理的計算で定められる15年未満でなければならない。
- 財団は、現金正味価値で保険証券を清算現金化することができる。
- 財団に所有権がある場合、保険証券は一切の貸付もあってはならない。

寄付日の時点で、寄付される保険証券の保険料全額が支払われておらず、財団が寄付者に代わって保険料を支払うことを寄付者が要請する場合。

- 保険証券が最低5,000ドルの額面価値を持つものでなければならない。
- 被保険者の平均余命が、保険数理的計算で定められる15年未満でなければならない。
- 財団は、現金正味価値で保険証券を清算現金化することができる。
- 財団に所有権がある場合、保険証券は一切の貸付もあってはならない。
- 寄付者が、財団に対し定期的な保険料の支払い費用に相当する同額の寄付を行うことに同意しなければならない。
- 定期的な保険料の金額は、200ドルを超えるものでなければならない。

寄付日の時点で、寄付される保険証券の保険料が全額支払われておらず、寄付者が、保険料の全額が支払われるまで、直接、保険会社に将来払込が必要な保険料を支払う場合：

- 保険証券は最低1,000ドルの額面価値を持つものでなければならない。
- 被保険者の平均余命が、保険数理的計算で定められる15年未満でなければならない。
- 財団は、現金正味価値で保険証券を清算現金化することができる。
- 財団に所有権がある場合、保険証券は一切の貸付もあってはならない。

個人の生命保険の寄付のみ受領され、個人からなるグループにより購入された個人の保険証券は受領されません。ロータリー財団は、期限付きの生命保険証券の所有権を受領することはありません。

大口寄付の誓約

財団は、通常、支払い期間3年以下で、その価値が10,000ドル以上の場合には、無条件の寄付約束（誓約）を受理することができます。初回の支払いは、誓約全額の一定比に相当するものであるべきです。これらの基準を満たしている誓約は、署名入りの誓約同意書の受理をもって有効とみなされ、誓約の条件は、書面で確定されなければなりません。これらの誓約は、寄付者の義務の確定を表明するものと財団によりみなされ、財団の財務報告に記録されます。

誓約は、次の制約条件を順守しなければなりません。

- 支払いは、誓約を行う個人／団体によるものでなければならない。
- 支払いは、自動定期寄付を通じて行うことはできない。
- 受領者は1名のみとする（誓約を分割することはできない）
- 過去の寄付を誓約とすることはできない。
- 使途推奨冠名基金や家族財団から支払いを行うことはできない（ただし、家族財団が誓約を行う場合を除く）
- 誓約の支払いのみが、クラブまたは地区の名義で計上される。
- 誓約が冠名基金を設置することを意図している場合、財団が25,000ドルを受領した時点でその基金が設置される。

ロータリー財団使途推奨冠名基金

使途推奨冠名基金（DAF）は、ロータリー財団、および国税局が承認するロータリー財団のような定評のある慈善活動に対し、個人やロータリー関連団体が基金の使用に関する推奨を柔軟に行うことのできる、慈善寄付の手段です。

使途推奨冠名基金（DAF）は、ロータリー財団が設置している独立した基金です。寄付は取消し不可能で、米国の法律によって最大限の税控除が受けられます。すべての寄付は財団の資産となり、投資や資金配分に関する決定権は財団にあります。

使途推奨冠名基金のすべての活動および寄付者の同プログラムへの参加は、使途推奨冠名基金の資料に記載されている規定および条件に従うものとされています。

寄付の受理確認

ロータリー財団には、慈善寄付を証明するための記録を管理する責務はありませんが、地元の法律に応じて寄付の領収書を発行します。

寄付同意書

使途指定冠名基金あるいは冠名基金に指定された直接寄付、終身所得契約（LIA）、遺贈の場合、寄付同意書が必要となります。寄付同意書は、寄付者および事務総長（または財団の代表）による署名が必要とされ、法的拘束力のある契約とみなされます。

寄付同意書には、以下の項目が盛り込まれます。

- 直接寄付である場合、初回の寄付額
- 終身所得契約または遺贈の場合、実現される推定寄付額
- 寄付目的（すべての制約事項と希望事項を含む）
- 投資の管理と一般運営
- 提案されている寄付目的が違法、非実用的、不可能である場合の修正

使途指定冠名基金あるいは冠名基金は、特定の寄付番号付きで記録され、寄付同意書に記された内容に基づいて使用されます。目的が適用不可となった場合、財団管理委員会は、現在の財団プログラムに準拠して寄付の支払い分を修正します。署名入りの寄付同意書に記載された寄付者の当初の意図に合うよう、最大限の努力が行われます。

寄付受理検討委員会

寄付受理検討委員会の目的は、財団への寄付に関して、また、寄付の受理に関する管理委員会の方針について事務総長に助言し、財団への寄付の受理と管理に関する有効な業務手続を定めることです。

委員には、事務総長、副事務総長、ロータリー財団ゼネラル・マネージャー、最高財務責任者、財務検査役、投資・財務責任者、法務顧問、寄付増進責任者、またはこれらの代理人が含まれます。必要に応じ、他の職員も情報提供者として委員会に招請されます。

寄付受理検討委員会の会合は、不動産、有形個人資産、非公開株、および現行の寄付受理業務や指針の枠外にある寄付について検討したり、法律的または財務的な要件の変更による業務の変更を検討したりする場合、または事務総長に要請があった場合に招集されます。

方針の改正および見直し

事務総長は、本方針が、1986年米国税局法令（IRC）に矛盾する場合、あるいは改正により、その下で法規が發布され、法改正の発効期日現在におけるその他の州法あるいは連邦法に適合しない場合には、それらの法律に適合するよう本方針を改正する権限を有しています。事務総長は、本方針へのいかなる変更についても、その理由を説明するにあたって寄付受理検討委員会に対して書面で報告します。

本方針の審査および修正案の推薦を行う責任は、財団の寄付受理検討委員会にあります。寄付受理検討委員会は、少なくとも年に1度、方針を審査します。

寄付受理検討委員会は、本方針の非物質的側面の小さな変更を承認することができます。方針への大きな変更については、引き続き、管理委員会による承認が必要となります。事務総長は、方針への変更が、次の管理委員会会合での検討と承認を必要とするものかどうかを判断します。

方針の施行日

寄付受理方針は、2005年4月27日に採択され、同日に施行されました。本方針への変更は、2012年12月1日に承認および採択されました。新規の寄付が受領された場合、すべての寄付は、その時点で有効な寄付受理方針に従って管理されます。



One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698 USA
www.rotary.org